

2024年2月20日号

【助成金情報】労働時間延長メニュー

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

おはようございます。桑原事務所の弘中です。

梅の便りも聞かれる今日この頃、陽だまりに春を感じる頃となりました。

皆さま、節分の豆まきやバレンタインデーなどイベントがいっぱいでしたが、次は桜の開花を楽しみに待ってられることと思います。

さて、今年10月1日から厚生年金の被保険者が51人以上の企業で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

加入すれば保険料が天引きされることとなり、今よりも手取り額は減ってしまいます。これまで通りの処遇では、パートさんのモチベーション低下につながりかねません。

これに対し国は、パートさんの手取り額を減らさない取組や年収の壁を意識せずに働ける環境づくりを後押しするなどの支援制度を用意しています。

当該支援の一環として、社会保険適用拡大後も労働者の収入を増加させる取り組みを行う事業主への助成として、社会保険適用時処遇改善コースが新設されています。

今号ではその中の「労働時間延長メニュー」をご紹介します。

労働時間延長メニューは、所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものですが、週所定労働時間を4時間以上延長させるか、以下の表の②～④の週所定労働時間の延長と賃金の増額を組み合わせる場合に、労働者1人あたり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）が支給されます。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		

※キャリアアップ計画書を作成し、取り組みを開始する日の前日までに管轄労働局へ提出が必要となります。

詳細は厚生労働省リーフレット参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001181136.pdf>

助成制度の詳細につきましては、お気軽に当事務所までお尋ねください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
